

# 一 般 質 問 通 告 一 覧

(令和4年6月菊川市議会定例会)

- 1 小林 博文 議員 (答弁者：市長)
  - ① 公共交通とオンデマンドサービス ..... P 1
  - ② 関係人口拡大で住みやすいまちへ ..... P 4
  
- 2 坪井 仲治 議員 (答弁者：市長・教育長)
  - ① 男女共同参画の更なる推進について ..... P 6
  
- 3 西下 敦基 議員 (答弁者：市長・教育長)
  - ① 防災力向上と懸念事項を問う ..... P 10
  - ② 地域の交通安全への取組みを問う ..... P 12
  
- 4 東 和子 議員 (答弁者：市長・教育長)
  - ① コロナウイルス感染症対策及び学校におけるサポート体制について ..... P 14
  - ② 自治会長の業務のあり方について ..... P 15
  
- 5 横山 隆一 議員 (答弁者：市長)
  - ① 農地付き空き家対策について ..... P 16
  - ② 民間活力の活用と住民周知について ..... P 18
  
- 6 織部 ひとみ 議員 (答弁者：市長・教育長)
  - ① 菊川市のヤングケアラーの状況について ..... P 21
  
- 7 山下 修 議員 (答弁者：市長)
  - ① 農地の有効利用に向けた水田作経営について ..... P 23

8 渡辺 修 議員 (答弁者：市長)

- ① 菊川市の農業の課題 ..... P 25

9 倉部 光世 議員 (答弁者：市長・教育長)

- ① 図書館利用促進と電子図書館導入の検討 ..... P 27

- ② 公共屋外エリアを利用した市民活動支援体制 ..... P 30

- ③ 街路樹が健やかに育つまちづくり ..... P 32

10 織部 光男 議員 (答弁者：市長)

- ① 浜岡原発再稼働の考えを問う ..... P 34

- ② 掛川市・菊川市新廃棄物処理施設整備検討委員会問題 ..... P 35

11 須藤 有紀 議員 (答弁者：市長)

- ① 茶業振興を主眼においた観光、PR施策について ..... P 36

12 渥美 嘉樹 議員 (答弁者：市長・教育長)

- ① 菊川市の不登校対応について ..... P 38

- ② 部活動の地域連携について ..... P 40

- ③ 新しい公共交通を実現するか、しないか ..... P 41

令和4年5月23日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市議会議長 松本 正幸

一 般 質 問 に つ い て

令和4年6月菊川市議会定例会において、次の質問をされる予定であるから、あらかじめ通知いたします。

<b>質 問 者 : 小 林 博 文</b>	
<b>質問事項1 : 公共交通とオンデマンドサービス</b>	
<b>【質問要旨】</b> <p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、関係機関等により構成された菊川市地域公共交通会議において、本市の公共交通の課題を明確にし、まちづくりを支える公共交通網の充実を図るため、令和元年8月「菊川市地域公共交通網形成計画」が策定されました。全国同様、本市においても高齢者の割合が増加傾向にあるうえ、共働き世帯、核家族世帯の増加などにより、日常生活における移動手段の確保が困難な状況に陥る交通弱者が、今後も増加傾向にあることは間違いありません。菊川市では、平成19年度より路線バスが運行していない公共交通空白地域を中心に、菊川市立総合病院を起点としたコミュニティバスの本格運用が実施されています。しかし、運行本数やコース設定、市民要望の多様化等による課題を多くの市民の皆さまから伺います。担当部局により、利便性の向上を図るべく幾度とない改善策を実施していますが、大きな改善が見られていないのが実情ではないでしょうか。平成22年の菊川市議会報告会でも公共交通システムとして取り上げられています。その中で議会での議論として、利用者の広がりが見られない、多目的利用を追求しているため利便性に欠ける、大部分の市民はマイカー中心、公共交通システムの再検討の4つを挙げています。そして6年後の平成28年の市議会政策討論会でも公共交通をテーマとしていますが、その中でも市民のニーズに合っていない利便性の悪さを課題として挙げ、菊川型公共交通計画の策定を提案しています。</p> <p>それらに着眼点を置き、同計画を深読みしますと、本市のコミュニティバスは、旧菊川町時代に公立病院が郊外に移転したことに伴い、福祉循環バスを運行したことがルーツとなっています。そのため総合病院を起点とすることに執着するがゆえ、他の目的利用者への利便性が低下するばかりでなく、市内の公共交通空白地域を全てカバーすることにもこだわり、総合病院の到着までに長い時間を要し、必然的に病院発着本数が少なく、延いては全コースの便数が少ないという状態に陥っているように感じます。そして、もう一つ根本的な課題として、交通弱者が様々な目的を達成するため、本人が</p>	<b>【答 弁 者】</b> <b>市 長</b>

移動しなくてはならないという考え方です。地域公共交通網形成計画ですので当たり前ではありません。ただ、今回はもう少し視野を広げて、上位計画である第2次菊川市総合計画の基本目標の一つ「快適な環境で安心して暮らせるまち」に注目したいと思います。

同計画内にある市民へのアンケート調査では、コミュニティバスの利用目的の上位は、通院、買い物、公共施設利用となっています。そうであるならば、本人が移動するのではなく、要求に応じてサービスを提供する側が出向くオンデマンドサービスの考えに基づき、公立、私立病院の医師が各地区の公民館などを定期的に巡回して診療を行うことや、コンビニエンスストア、スーパーマーケットドラッグストア等の移動販売車が、定期的に各地区の拠点に赴き商品の販売をすることで目的が達成されるのではないのでしょうか。移動販売車の来る時間帯には、周辺エリアに地域協働運行バスなどを巡回させて集客を支援していくことも考える必要があります。当然、市役所の出張業務による住民票の写しや印鑑証明書の発行も、データ保存のクラウド化を進める今、通信可能な端末機器とプリンターを持ち運ぶことにより可能なはずです。

コミュニティバスについては、コースを便によって医療、買い物、公共施設のような目的別に変更し、運行時間の短縮により、便数を増やすなどの工夫ができないのでしょうか。デマンドサービスを利用している方も、時には総合病院での検査時に、また、コンビニエンスストア、スーパーマーケットや各商業施設に買い物に行つて気分転換を図るときなど、目的に沿ったコミュニティバス利用が便利です。ただし、急な用事や電車に乗る時刻とバスの時間が合わないときなどは、当然路線バスやタクシーの利用が便利なことは言うまでもありません。

これらのことを踏まえ、以下質問いたします。

(質問1-1)

要求に応じてサービスを提供する側が出向くオンデマンドサービスの、医師が定期的な巡回診療を行うことや、商業者が移動販売車による定期的な商品の販売をすることができるよう、医師会、商工会等と協定を結んだり、経費の一部を負担するための補助金を出したりして、要旨で提案したような施策を行えないか伺います。

(質問1-2)

コミュニティバスのコースを、便により目的別に設定し、運行する考えはないか。また、その方法に限らず、今後、大きな見直しを検討する考えはないのか伺います。

(質問1-3)

コミュニティバスや公用車の更新時等に個別地域での交通手段として提供することや、個別地域で運用する車両の経費を一部補助して、要望する地域へ地域協働運行バスを普及させる考えはないか伺います。

(質問 1 - 4)

このように、多様化・複雑化する課題に対し、全部局が横断的に連携して課題解決にあたることが、今後の行政運営には必要不可欠と感じますが、市長の考えを伺います。

質 問 者：小 林 博 文

質問事項 2：関係人口拡大で住みやすいまちへ

少子高齢化などによる人口減少社会の到来が全国の自治体で叫ばれて久しい昨今、それは、本市においてもけして他人事ではありません。人口の減少により、消費が低迷し、国内市場の縮小が更なるイノベーションをも生じさせにくくするため、成長力も低下していくという悪循環に陥ります。また、少子化、高齢化が進むことによる社会保障費の増大や、基礎自治体・企業だけでなく、自治会やコミュニティ協議会、PTA等活動団体の担い手・後継者不足などの課題が今、現実のものとなって私たちに降りかかっています。「自分の地区の自治会長がなかなか決まらない」、「PTAの役員を受けてくれる人が見つからない」など、多くの担い手・後継者不足の声を聞きます。これでは地域の交流を深めるイベントや祭典などの催しが消えていくことや、お年寄り・子どもたちを地域のみんなで見守り、支え合うことができなくなることが懸念されます。地域で様々な催し物が開催されてこそ、交流が深まり、地域の課題解決能力が高まったり、災害時の対応がスムーズに進んだりするものと考えます。

自分たちのまちへ観光に訪れるなど多少の関わりを持つ人たちを「交流人口」と呼びます。また、まちへ移り住み暮らしている人を「定住人口」と呼びます。「関係人口」とは、交流人口の人たちよりも深く関わりますが、移住者とまではなっていない人たちです。総務省の関係人口ポータルサイトによりますと、何度もリピートしてまちを訪れ、行き来する人（「風の人」と呼ぶそうです。）や、地域内にルーツがある、近くや遠くに住んでいる人、更には、過去に住んでいた、勤務したりしているというような、何らかの関わりのある人が該当するとされています。ふれあいフェスタのようなものを開催する際、ショップを出店したり、楽器の演奏でイベントを盛り上げたりするなどの運営に関わる人ばかりでなく、同じイベントや他のイベントで何度もまちを訪れてくれる人も関係人口というこのことです。お気に入りの場所として何度も訪れてくれたり、何らかのかたちで応援してくれたりする、言わば、熱烈な「菊川市ファンクラブ」会員といったところでしょうか。少子化、高齢化の進むまちに、関係人口が増えることにより、あらゆる場での労働力不足、後継者不足の解消につながります。また、新しい考え方が入ることで、まちが活性化し、魅力の向上にも期待が持てます。更には、関係人口となって関わる人も、新しいライフスタイルの発見や、意識改革により自己肯定感が高まったり、人として成長できたりするというメリットがあります。

時として、イベント・催し物を増やすことで交流人口を拡大しようと、様々なイベント・催し物をいくつも行うことで、関係するスタッフが大変な苦勞を負わされるという事態に遭遇します。これで

【答 弁 者】  
市 長

は、イベント・催し物が単発的に終わり、関わった人たちは不満が募り、決して住みやすいまちとは言えません。何より、実施する側が楽しく継続して開催していけることが重要です。結果、それを目当てに訪れる交流人口が増えるのであれば、それに越したことはありません。交流人口拡大のためにイベントに訪れる人を増やすチラシなどの告知と同時に、運営するスタッフや出店・出演者を市外へ募集する告知をして関係人口を増やすため、オンラインイベントや説明会の開催、そしてそのような関わりを持ちたい人たちを受入れやすくする場所や態勢づくりを行うことが、これからのまちづくりに重要な要素ではないでしょうか。移住するにはハードルが高いが、地方に何らかの関わりを持ちたいという都市部の人や若者は数多くいるはずで、静岡県も関係人口拡大への取り組みに力を入れ始めています。他市町に先駆け、菊川市の関係人口を拡大することが急がれます。

住んでいる人がクタクタになりながら観光客を増やすよりも、市内外の人々が密接に関わり、楽しく過ごせることが、住みやすいまちであり、「さらに前へ！住みたいまち菊川市！！」への近道ではないでしょうか。

以下質問いたします。

(質問 2-1)

本市にとって関係人口の必要性をどのように捉えているか伺います。また、優先度等、交流人口や定住人口との位置付けはどう考えているのかも伺います。

(質問 2-2)

市内のイベント・催し物は単発で終わることなく継続していくことが、地域コミュニティ力の向上につながると考えます。イベント・催し物のスタッフ確保や後継者育成について、持続可能となるよう、執行部としてどのような支援を実施しているのか、あるいは今後実施する予定なのか伺います。

(質問 2-3)

様々な目的で本市に興味を持ち、関わりを持ちたいと思っている人を、いち早く関係人口として取り込むため、オンラインイベントや説明会の開催、更にはその態勢を構築する考えはないか伺います。

また、市内で行われているイベント・催し物の開催中にスタッフの募集を積極的に行い、労働力や後継者不足等の改善を図る考えはないか伺います。

(質問 2-4)

関係人口の必要性、拡大施策等を市の総合計画や、第2期菊川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン&総合戦略などの市の計画に盛り込んだり、指標として利用したりする考えはないか伺います。

<p>質 問 者 : 坪 井 仲 治</p>	
<p>質問事項 1 : 男女共同参画の更なる推進について</p>	
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>男女共同参画社会基本法第2条によると、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と謳われています。そして、男女共同参画社会を実現するための基本理念として、「家庭生活における活動と他の活動の両立」等の5本の柱を立てています。また、国・地方公共団体及び国民の役割についても明記されており、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に添った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現することにより、ひとりひとりの豊かな人生を創出することを基本理念としています。また、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に本部長を内閣総理大臣とした男女共同参画推進本部を置き、内閣官房長官を議長とした、各省大臣等12名及び学識経験者12名の総計25名で構成された男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視等を行う、男女共同参画会議等が設置されています。</p> <p>菊川市における男女共同参画に関する施策は、第4次菊川市男女共同参画プラン冊子によりますと、平成18年9月に「菊川市男女共同参画プラン」から始まり、平成23年10月に「第2次菊川市男女共同参画プラン」、平成29年3月に「女と男がお互いを認め合い、協働して、自分らしく暮らすことができるまち」を目指すべき姿とした「第3次菊川市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、取組を進めてきたとあります。そして、令和4年3月に菊川市の現状や社会情勢の変化などを踏まえた「第4次菊川市男女共同参画プラン」が策定されました。男女共同参画の推進は、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、「女性の力」が十分に発揮されて社会の活性化につながります。</p> <p>菊川市議会でも、令和4年の政策討論会のテーマを「男女共同参画の推進」に設定をし、男女共同参画に関する問題点等の洗い出し、討論、提言を計画的に行う予定です。</p> <p>以上のことをふまえ質問をいたします。</p> <p>問1 女性にとって、仕事と生活の調和は重要です。菊川市では、性別を問わず、能力を発揮できる就業環境を整備するために、チラシの配布を行い、男女共同参画社会づくり宣言事業者の登録を促し、令和2年の実績で26団体が登録されています。</p> <p>第4次菊川市男女共同参画プランに「事業所としての市役</p>	<p><b>【答 弁 者】</b> 市 長 教育長</p>



所の取組み促進」があります。令和元年に、遠州夢咲農業協同組合が、男女共同参画社会づくり宣言書に登録されている市内の事業所で初めて女性活躍推進事業所の部の知事褒賞を受賞しました。

遠州夢咲農業協同組合の育休取得率、育児休業復職者の勤務等で市役所の取組みの参考となる所が多々あると思いますが、市役所として他の事業所の範となるような取組みがあればお伺いします。

問2 第4次菊川市男女共同参画プランに、地域社会における男女共同参画の推進があり、その中で、「女性役員などの登用についての呼びかけ」「リーダー育成のための講座の開催」等の事業内容が記されています。地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができる体制づくりは必要です。第4次菊川市男女共同参画プランに自治会長への登用人数の成果指標は挙げられておりませんが、登用人数を増やすための具体的な施策とリーダー育成のための講座にはどのようなものがあるか伺います。そして、提案ですが、女性の自治会長登用を促すために、現在、菊川市連合自治会は連合自治会会長をはじめとする定員14名で構成されていますが、ここに女性の副会長をスタッフ職として登用されては如何でしょうか。

問3 第4次菊川市男女共同参画プランにおいて、「DV等の暴力の根絶」に関して、啓発活動と支援・相談窓口の設置等の事業による取組みがなされています。DVに関しては被害を未然に防ぐことが重要ですが、DV被害を受けた方への支援も大切な事業かと思えます。新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、精神的暴力を含め配偶者等からの暴力に関する相談件数が増加したことや、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズの高まりも踏まえ、こうした非常時にも機能する相談手法も含めた相談支援体制の充実を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要と考えます。

菊川市において新型コロナウイルス感染症の流行によるDV被害の状況（傾向）と被害者の自立支援の方法について伺います。

問4 憲法第25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされています。女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすく、とりわけ女性の貧困は、ひとり親をはじめ子育て世帯においては子が成人した後も続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢女性も含め、全ての年代の女性に生じ得ることに留意する必要があります。女性の貧困等を解消し、その影響を断ち切る

ためには、子供の貧困対策のみならず、個人の置かれた状況に寄り添った切れ目のない支援が必要です。

第4次菊川市男女共同参画プランの「様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備」では、ひとり親家庭への相談、医療費助成、自立支援給付金等の事業が計画されています。この中の自立支援事業の実績について伺います。

問5 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提です。心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康を享受できるようにしていくために必要です。特に、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」

(性と生殖に関する健康と権利)の視点がとりわけ重要です。

第4次菊川市男女共同参画プランでは、この「リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発」を事業テーマとして、小中学校における性教育の推進・充実、から不妊に関する啓発まで幅広く啓発活動を行う計画になっています。また、乳児家庭訪問、成人健康教育、生涯学習活動の推進等のライフステージに応じた健康支援事業が計画されています。

前述のリプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発は既に学校教育の中で実施されているかと思いますが、第4次菊川市男女共同参画プランでこれまでとは異なった教育方法等があれば伺います。また、この事業(リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発)の成果指標を設定するとしたらどのような内容になるか伺います。

問6 第4次菊川市男女共同参画プランの「防災における男女共同参画の推進」には、避難所運営委員における女性の割合を、令和2年度の11.3%から令和8年度に30.0%に引き上げるとしています。また、性別によるニーズの違いに配慮した備蓄品などを配備するとあります。菊川市避難所運営マニュアル(令和2年8月版)には、避難所の運営をするための標準的な事項がまとめられています。この中には、避難所全体の運営の他に各機能班の業務についても記載されており、女性や子どもへの暴力防止対策他、女性への配慮のためにすべき事項も記載されています。しかし、避難所として使える場所に余裕があれば、女性が安心して過ごせる女性専用スペースを設けるとありますが、広域災害の場合は多くの方が避難されることから、そのスペースに余裕のある避難所は少ないかと思えます。また、パーティション等の最低限のプライバシーを確保する資機材もかなりの数量が必要と思えます。

避難所において、「性別によるニーズの違いに配慮した備蓄品」の内容、スペースの問題、パーティション等のプライバ

シー確保のための備品の備蓄の現状について伺います。また、避難所運営委員への女性の配置は必要かと思いますが、女性委員の配置が必要な機能班について伺います。

問7 国の第5次男女共同参画基本計画の中に、「個人の働き方の多様化、家族形態が急速に変化していることを踏まえつつ、働く意欲のある全ての人がある能力を十分に発揮できるよう、また、様々な施策の効果が必要な個人に確実に届くよう、社会の諸制度を見直す。また、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を推進する。」とあります。令和2年実施の菊川市男女共同参画・多文化共生アンケートでは、女性の働きにくい理由について、「長時間労働や残業」「保育施設の不足」「結婚・出産退職等の慣行」が挙げられていました。女性の子育てによる一時的な離職が、近年は改善されているものの、仕事と家庭生活の両立の困難さから多く見られるようです。

出産・育児・介護等による女性の一時的な離職を少なくするための施策について伺います。

問8 内閣府が実施した「令和元年男女共同参画社会に関する世論調査」では、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」と回答した方は74.1%で、「平等」と回答した方は21.2%に過ぎず、背景には、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられるとのこと。菊川市第3次男女共同参画プランでは、幼児期から小中学生、教職員、保育士、保護者の皆さんを対象とした啓発活動を展開して、成果指標も及第点に達しています。しかし、この成果指標の「男性は仕事、女性は家事」という固定観念を持つ菊川市の皆さんの割合は国・県に比べて多くなっています。

第4次菊川市男女共同参画プランでは、更にアンコンシャス・バイアスを無くすために成果指標を高く設定しています。第3次菊川市男女共同参画プランと比べてより実効性のある事業内容となっていると思いますが、この事業内容について伺います。

質問者：西下敦基

質問事項1：防災力向上と懸念事項を問う

【質問要旨】

雨が多くなり台風の発生による水害の発生しやすい時期となり、また、南海トラフ巨大地震などの大地震もいつ起こるか分からない状況となっています。最近では東日本大震災から年数が経過しており、大災害が起こった直後には意識が高まるものの、時間の経過とともに意識が薄れる傾向があります。このような事由により菊川市民の防災意識の低下も考えられ、防災対策をしていく中で懸念している事項について質問します。

【答弁者】  
市長

- 1 台風の接近など大雨が予想されている際に、自分自身がとるべき行動を考えておく菊川市マイ・タイムラインの作成を進めていくべきと考えるが、どのように市民へ作成を促していくのか。また、作成件数の目標数値についても伺います。
- 2 第2次菊川市総合計画の第6次実行計画では、自主防災組織の体制及び連携強化を図るために地区防災連絡会の会議開催回数を平成27年の現状値11回から令和7年の目標値が33回となっていますが、令和3年度の実績とこの目標値の数値内容について伺います。
- 3 今年度よりテレビのデータ放送を活用した「自治体広報情報サービス」が始まり、イベント情報や災害情報の取得が可能となりました。今後このシステムの効果や利用者数の検証などをしていくのか伺います。また、災害時に市民から同報無線（屋外及び屋内）が聞きとれないなどの意見があり、このシステムで対応が可能であるか伺います。
- 4 令和4年4月の全員協議会で「遠州流域治水協議会」の説明がありました。そのなかで令和4年度の実施計画に「黒沢川流域等の内水被害軽減を図るため、調整池等の施設整備を実施する効果的な場所と能力を検証する調査を委託し、概算事業費を算出していく」とありました。平川地区より牛湫川上流の地域で田んぼダムを行えば効果が一定程度あると考えるが、検討がなされるのか伺います。
- 5 大規模災害時において、市内全域で人的・物的被害が生じるとともに、行政機能の低下が予測されます。災害応急対策業務を行いつつ、通常業務をいち早く再開することも重要となりますが、本市における業務継続計画（BCP）の策定状況及び内容について伺います。
- 6 市役所本庁舎の耐震性について、令和4年3月に公表された公共建築物の耐震性能に係るリストでのランクはI bで「耐震性能が優れている建物。倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。」という評価がされています。災

害時には司令塔本部として使用されるが、地震が起こった場合に外壁れんがの崩落がないか心配であり、その点どのように対応を考えているのか伺います。

7 市内中小事業者の業務継続計画（BCP）の策定状況と策定支援の取組みについて伺います。

8 避難の多様化が進んでいると感じており、今後は車中泊での避難を選択される市民も多くなると考えるが、避難生活をおくるための啓発をしていく事必要と考えるが見解を伺います。

9 防災講演会の更なる活用について、現地に来た参加者だけの研修にとどまらず、オンライン配信を行い、なるべく多くの方に知識の習得を促し、自分たちでもできる防災対策をしていただくことも進められると考えるが対応はできないか伺います。また、タイミングが合わず研修機会を失った市民に対し、市ホームページに資料と動画を掲載していつでも見られるようにしていく事も効果的と考えるが見解を伺います。

10 女性参画の推進について、自主防災運営には女性の視点は大変重要ですが、女性の参画がなかなか進んでいないと感じます。自主防災運営に伴う女性参画の現状と取組みを伺います。

質 問 者：西 下 敦 基

質問事項 2：地域の交通安全への取組みを問う

【質問要旨】

昨年6月、千葉県八街市で発生した痛ましい交通事故により、交通安全について、全国的に点検が行われ対応されることとなりました。このことを受け、当市において昨年の9月議会では一般質問で3名の方が交通安全について質問がされています。しかし残念なことに12月には市内六郷地区において交通事故が起こってしまったことから、改めてこの問題に対し何か有効的な対応ができないかと日々考えております。

また、最近、私の身近で事故があったことや、地域住民から交通安全に関する相談や情報提供をいただく事も多々あり、事故の発生をできるだけ少なくし、安心して住みやすい菊川市になるよう以下について質問します。

【答 弁 者】

市 長  
教育長

- 1 地域にお住まいの方から交通安全対策について相談を受けることがあります。その際には、内容により、児童や通学路、スクールガードについては学校関係、交通規制に関しては警察、道路の構造については建設課、交通指導隊や注意看板の設置などについては地域支援課にて対応していただけると解釈をしています。様々な機関が関係していることもあり、情報を一元化して、最適な対策・対応を行っていく事が重要であると考えています。このような状況において、先の一般質問に対し答弁された仮称「菊川市通学路危険箇所マップ」の公表や「要対策箇所整備進捗状況リスト」を学校ごとで活用できているかなど取組みの現状について伺います。
- 2 通学路の安全点検箇所について、地区から要望の出されたものは、答えが地元に行き届くような確認できるような仕組みを作っていくと答弁がありました。この仕組みの取組み状況について伺います。
- 3 危険箇所点検は、年度当初に職員が現地を見て回り、5月から6月にかけて「交通安全リーダーと語る会」を開催し、警察や交通安全指導員のもと通学リーダーとPTA等が通学路ごとの課題を出し合い取りまとめられ、各関係機関で現地確認を行い、箇所ごとの対応方針を決定していくと説明がありました。市内を見ますと、老朽化して文字や内容が確認できない注意喚起看板が数多く見受けられることから、管理や設置についての協議を自治会やPTAにしていくべきと考えるが見解を伺います。
- 4 国土交通省の情報では、交通事故死者数全体の約半数が歩行中（35%）・自転車乗用中（15%）、さらに、歩行中・自転車乗用中の死者数の約半数が自宅から500m以内となっております。

生活道路の人口あたりの事故件数は、死傷事故件数では小学生、死亡事故件数では75歳以上が多くなっています。一方、自動車の速度が時速30km以下の場合、死亡事故確率は4分の1に大幅に減少しています。現状、スピードを出して通り抜けが行われる危険な生活道路が何か所もあると感じているが、このような道路に最高速度時速30kmの区域制限を設定していくことを地域と協議して検討していくべきと考えるが見解を伺います。

5 道路の区画線について、毎年一定程度予算をつけて引き直し等の対策をされているが、県道・市道にかかわらず消えている場所が多いと感じており、事故削減を図るうえで対策を強化していくべきと考えるが見解を伺います。また、地元要望に対しての対応状況についても伺います。

6 本市では多文化共生が進み、多くの外国人が暮らしております。これらの外国人に対して日本の交通ルールに関する知識の普及を図る必要があると考えますが、その取組みについて伺います。また、注意喚起看板やのぼり旗について、外国人が理解しやすいような配慮も必要と考えるがそれについての見解を伺います。

7 児童たちの安全・安心のために活動をして頂いているスクールガードについて、引き受けてくれる人数をもう少し多くしてほしいという意見がありましたが、その対策について伺います。

質 問 者： 東 和 子

質問事項1： コロナウイルス感染症対策及び学校におけるサポート体制について

**【質問要旨】**

コロナウイルス感染症も2年が過ぎ、また第6波が落ち着いているところではありますが、私たちの日常はいまだにコロナ前の状態に至っているとは思われません。

子ども達が、マスクを外して大きな声で話したり歌ったり、そして友だちや先生の顔を見ることが出来る当たり前の日常が戻ってくることを願わずにられません。

しかしながら、残念なことにコロナウイルス感染症の出口がいまだ見えていないのも事実です。この感染症が落ち着いている時期に、学校での感染症対策がどのようになされているのか質問いたします。

- 1 学校での感染症対策がどのように実施されているか伺います。
- 2 感染症対策は、日頃の業務に対しての追加業務と考えますがそのための教職員の人員配置がどのように行われているか伺います。

**【答 弁 者】**

教育長



質 問 者： 東 和 子

質問事項 2： 自治会長の業務のあり方について

【質問要旨】

4月の広報菊川に、令和4年度自治会長の紹介が記載されていました。自治会長の皆さんには、日頃より地域の皆さまのためにご尽力をいただき感謝いたしております。そのような中、年金制度が変わり65歳以降も就労する、シニア世代の働き方の選択肢が増えてきましたが、自治会長の業務が多忙により、それに対応していないように思われます。事実、私の身近でも自治会長を引き受けると決まって、今まで続けていた仕事を退職したという事例もあります。

このような現実を菊川市としてどのように対応していくのか質問いたします。

- 1 コロナ禍、私たちの生活も変化してきました。それによって今まで当たり前に行われていたことも出来なくなってしまい、不便をきたしたり、また、出来なくなってしまうと特に困らないこともあったのではないのでしょうか。そのようなか、菊川市として、今後、自治会長の業務のあり方をどのように検討していくのか伺います。
- 2 地区によっては、人口の年代別構成に偏りが生じ、人材の選定に困難なところも出ています。今後、自治会長の選出制度のあり方や、調整も不可欠と考えますが、その見解を伺います。

【答 弁 者】

市 長

質 問 者： 横 山 隆 一

質問事項 1： 農地付き空き家対策について

【質問要旨】

菊川市内では、空き家が年々増加しており、景観・公衆衛生の悪化など様々な問題が発生しております。こうした事態は全国的な課題でもあり、空き家等対策の推進に関する特別措置法が交付され、必要な措置を講じることが可能となりました。空き家等は、所有者が自己責任において管理することが前提ですが、それが出来ない状況に至ることは憂慮すべき問題です。菊川市でも、空き家対策計画が策定され取り組んでいるところですが、当市における空き家の状況について「その他の住宅」にあっては急速な増加となっています。空き家となる原因については、少子高齢化により人口減少社会が加速する中、単純に総住宅数が総世帯数を上回り、その差が徐々に開いていることが、空き家増加の大きな理由の1つです。また、日本人の寿命が延びたことで介護施設の利用が増加し、元々住んでいた家が空き家として残されることが多くなってきました。少子高齢化の進展や後継者がいない・生活様式の変化が主なものとしてあげられるが、このまま放置することは街の活性化にも影響を及ぼすこととなり、所有者との連携、話し合いにより効果的な対策が求められています。そうした中、空き家の実態の中で深刻といわれることが「農地付き空き家」です。市内では、住宅面積が広く、周辺や離れた場所に農地を所有する住民も多くありますが、様々な理由により空き家となるケースがあります。その農地の形態には色々ありますが、「区画整理された優良な農地・狭小で青地、白地農地」など様々です。空き家と同様、適切な管理が求められます。そこで質問です。

【答 弁 者】  
市 長

1. 平成30年度の住宅・土地統計調査による菊川市における空き家等の現状の「その他住宅990戸」のうち、農地付き空き家数はどの程度あり、建築物・農地の実情をどのように捉えているか。また、その課題は何か伺います。
2. 所有者の死亡・高齢化や事情による転出となり空き家を含む財産処分が必要となるケースにおける農地管理を含めた実情をどう把握しているか伺います。
3. 規模や農地形態それぞれにおける耕作放棄地は、周辺地に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。無管理となる土地を出来るだけ出さない若しくは、利活用する対策が必要であると考えますが、対応はどのようになっているか伺います。
4. 空き家対策には、所有者・空き家の状況・農地付きか等により様々な対応が必要となります。関係する各課における体制作りの連携と課題はなにか伺います。
5. 空き家バンクの取り組みを通じて「農地付き空き家」の提供

を行い、移住希望者を呼び込んでいる自治体が増えていると聞きます。農地の権利取得には農業委員会の許可が必要となりますが、許可要件のうち下限面積要件について、新規就農を促進する観点から、空き家に付随する農地に「別段の面積」を設定する取り組みが行われている実情もあります。菊川市の取り組みはどうか伺います。

6. 移住定住対策において、農地バンクの活用は極めて重要となります。実態と課題・対応はどうか伺います。
7. 効果的対策として、新規就農希望者への農地付き空き家の斡旋紹介等がある。取り組み状況はどうか伺います。
8. 菊川市では、「空き家等対策計画」が策定されているが、全国の市町村では空き家適正管理・空き家の活用等の条例を制定しているところも多い。菊川市でも今後増え続けることが予想される農地付き空き家対策を実効性のある計画とするため条例制定をすべきと考えるがどうか伺います。

<p>質 問 者 : 横 山 隆 一</p>	
<p>質問事項 2 : 民間活力の活用と住民周知について</p>	
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>人口減少・少子高齢化が進行し、厳しい財政状況にある中、質の高い行政サービスを継続して提供するためには、より一層の業務のスリム化・効率化を図る必要があります。また、地方分権の進展に伴う自主独自性が求められ、必要なサービスを確実に提供できるよう、行財政改革や施策の集中化を進め、行政が行うべき役割を明確にし「分権社会に対応した創造的で持続的な行政経営の推進」が求められています。</p> <p>国においては、平成27年に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を踏まえ、同年8月28日に総務省から「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」が示され、地方自治体において行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進に努めるよう働きかけがされています。</p> <p>本市では、行財政改革の目標として「市民満足度の高い市政運営」を掲げ、行政サービスの適正化とコスト意識の徹底を図るため、行財政改革大綱を策定し推進しています。人口減少社会に対応した効率的で質の高い行政経営方針として「民間委託の推進」を位置づけています。民間委託を推進するにあたっては、職員定数の適正化等を進めていくと同時に多様化・高度化する市民ニーズの全てに行政が直接対応していくことは困難な状況にあることから、「分権社会に対応した創造的で持続的な行政経営の推進」に向けて、民間にできることは民間に委ね、対象となる事業実施により、職員配置や財源確保を図りつつ弾力的に目指さなければなりません。</p> <p>「民間が担うことができることは可能な限りに民間に委ねる」ことを基本に、市民サービスの質の向上、民間の専門知識等の活用、財政負担の縮減、行政運営の効率化、行政と民間との適切な役割分担のもと、行政責任の確保等に留意しながら、民間委託等を積極的かつ計画的に推進することが求められます。</p> <p>まずは「真に行政が行うべき事業かどうか」を見直すことからはじめなくてははいけません。民間委託等の手法としては、事業委託・指定管理者制度・民営化・PFI・市民活動団体との協働などがあげられます。菊川市では既に、運動公園や体育館・文化会館・保養施設・通所施設など指定管理者制度を導入しています。こうした行政事務の簡素化・効率化により懸念されるのが住民との意識の乖離と協働であるといわれており、住民周知が平行して行われなければなりません。</p> <p>そこで質問します。</p>	<p><b>【答 弁 者】</b> 市 長</p>
<p>1. 全国を見ても多くの自治体で指定管理者制度が導入されてい</p>	

ますが、目的とする効果が得られず廃止する事例が見られます。当市では、これまで文化会館や小菊荘・体育施設・公園など指定管理者制度に移行してきましたが、制度の目的に鑑み、コスト比較・効果などの検証・分析をどのようにしているかお聞きします。その取り組みの中で、制度の効果・費用効果等をどのように考えているのか伺います。

2. 基本方針でも留意事項として挙げられている「行政の管理監督責任」を確保しようとするあまり、民間の利点が発揮できないという指摘があります。「民間事業者の創意工夫を最大限活かすことが市民サービスの向上に繋がる」ことを意識すべきと感じるが菊川市はどのように考えているのか伺います。
3. 今後の行政運営には、包括的アウトソーシングの推進が必要です。事業外部委託の可能性調査・外部委託仕分け作業をすべきと考えるがどうか。現在、考えられている外部委託にどのような事業が考えられているのか伺います。
4. 民間活用により期待できる大きな効果として、職員定数の適正化と配置があります。（菊川市定員管理計画）将来の行財政改革や長期財政計画にも大きく影響が出るものであり、将来の民間活力の活用推進に併せた計画を示すべきと思いますが考えを伺います。
5. 厚生労働省調査では、人口減少などにより水道水の需要が減少しているため、50年後の需要水量は2000年度に比べて、約4割減の見通しや、水道管の老朽化も進み法定耐用年数を超えた水道管延長の割合は、全国で15%にのぼります。水道水需要の減少と水道管の更新費用が、水道事業に重くのしかかっており、こうした状況は当市の水道事業においても同様の状態にあります。平成18年に基盤強化を図るため水道法改正法案が成立しました。先行事例として宮城県は、「みやぎ型管理運営方式」という上水、工業用水、下水等の事業の一括民営化を進めようと準備しています。生活インフラである水道事業を、採算や利益を重視する民間運営とすることが妥当な計画か、という疑問の声も聞かれます。今後の多くの課題を抱える水道事業を健全に運営するため国や県も水道広域化を推進する計画策定をするよう地方自治体に要請しています。当市でも水道民営化や広域化を含め経営戦略の方向性を示す必要があると思いますが、考えを伺います。
6. 掛川市・菊川市一般廃棄物処設計画において、組合が策定した基本構想が、地元の同意を得られず差し戻されるという前代未聞ともいえる事態となりました。効率的な行政事務を図ることが求められる中、改めて組合のあり方が問われる事態であり、どこに原因があったと考えるか。当組合では、西方地区との間で環境協定書が交わされており重大事項として「1日に焼却するごみの量は140 t以下とする」となっています。あくま

で一般廃棄物処理であり産業廃棄物混焼は協定内容には記されていません。組合の基本構想策定において西方地区環境対策委員会への説明や意見聴取をどのようにしたか。施設運営方式として、公民連携や公設民営方式が優先的に検討されています。これまでどおりの公設公営方式が検討対象とならない理由は何か。公民連携方式が採用された場合、組合は解散することとなります。当圏域におけるごみ処理を含め広域連携強化に向け共通した考えや取り組みが大切と思うがどうか。新たな検討委員会も3回を数えました。検討結果から将来構想を策定する工程はどうか。世界レベルの環境改善への取り組みや市民生活にとってもごみ問題は極めて大きな課題でもあります。地元同意や同意の範囲のあり方や全市民との意識共有をどのように考えているか伺います。

7. 民間活用方針や行政事務全般につき、事業内容を市民がどれだけ理解しているかが問われるところです。市HPや広報誌・Facebook・茶こちゃんメール・出前行政講座等により公開されているということですが一方的な情報提供という批判もあります。住民ニーズに沿う情報発信は極めて重要であり、事業決定に至るプロセスを更に充実させる必要があると感じるが考えをお聞きします。なかでも、出前行政講座では決められたメニューから選択することとなっています。実施状況により見直しすべきことは何か。市民要請があった場合は市民の望む内容にすべきであり柔軟に対応することは必要と考えますが如何でしょうか。市民周知のあり方、特に対話の必要性や広報について考えをお伺いします。

<p>質問者：織部ひとみ</p>	
<p>質問事項1：菊川市のヤングケアラーの状況について</p>	
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>令和4年4月に示された第2次菊川市総合計画第6次実行計画における菊川市の将来像「みどりときめきたしかな未来 菊川市」の中に基本目標1「子どもがいきいき育つまち」があります。いつの時代でも子どもは未来の宝であります。そのような中、核家族化や高齢化、ひとり親家庭の増加といった家族構成の変化の背景もあって18歳未満の子ども達が家族の介護や世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」の問題が浮き上がってきました。</p> <p>昨年、厚生労働省と文部科学省による合同プロジェクトが行った実態調査の結果(令和3年4月発表)では、中学2年生の5.7%(約17人1人)が、全日制高校生の4.1%(約24人に1人)が、さらに令和4年4月に発表された調査結果では、小学6年生の6.5%(約15人に1人)が世話をする家族が「いる」と回答しており、その家族の内訳は「きょうだい」が71%、「母親」が19.8%であり、食事の準備や洗濯、送り迎え、入浴やトイレの介助などを行う頻度が「ほぼ毎日」とする回答が半数を超えています。平日に世話に費やす時間が7時間を超える負担が重い児童が7.1%、1～2時間未満の児童が27.4%と最も多い結果でありました。世話をする人がいる児童は、世話をする人がいない児童より欠席や遅刻・早退をすると答えた割合が高く、健康や学業への影響が強く懸念されます。世話をする人がいる児童の半数以上が「特にきつさは感じていない」、6割以上が家族の世話による制約が「特にない」と回答しており、支援を受ける必要性を自覚していない児童も一定数いるとみられます。国は令和4年度から令和6年度までの3年間を「集中取組期間」に設定し、その中で、社会的認知度の向上を推進、行政と支援機関とのつなぎ役である「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置、自治体における職員研修などに対する補助を行うことが盛り込まれました。昨年菊川市議会だよりの作成にあたりコロナ禍における学校生活について先生方への取材を行い、家族の介護等をされている児童がいることを伺いました。菊川市のヤングケアラーの状況について伺います。</p> <p>質問</p> <p>1 菊川市では、できるだけ早くに現状把握や課題認識をするようヤングケアラーの実態調査はされていますか。また、調査結果についても伺います。</p> <p>2 支援策の推進として、ヤングケアラー向けのコーディネーターの配置や当事者が悩みを話せる窓口の設置、学校でのスクールソーシャルワーカーの設置、家庭での家事・育児の支援について菊川市の支援体制を伺います。</p>	<p><b>【答弁者】</b> 市長 教育長</p>

3 世話をしている当事者本人が「自分はヤングケアラーかもしれない」と気づかなければ誰にも相談しないことになることから、「ヤングケアラー」について社会的認知度を向上させることが重要だと考えますが、その啓発体制について伺います。



<p>質 問 者 : 山 下 修</p>	
<p>質問事項 1 : 農地の有効利用に向けた水田作経営について</p>	
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>日本人の主食である米の1人1年間の消費量は、昭和40年111.7kg、平成元年70.4kg、令和元年53kgと長期減少傾向が続き、生産過剰な状況となり需要と供給のバランスがくずれて米価の低迷による農家の収益の悪化につながった経緯があります。また、農業者の高齢化に伴う水田の荒廃農地化が進んでおり新規担い手による農地集積率の向上や、用水管理の効率化と高収益作物などの主食米以外の作物への転換が必要とされています。これらの課題解決のための生産性の向上に向けた農地の基盤整備として土壌の排水性の向上が挙げられており、今後の持続可能な農業経営にとって課題とされています。</p> <p>このような状況下、菊川市においては全耕地面積に占める水田面積の約25%が転作に取り組んでおり、特に飼料用米の面積が多く、土地利用型作物の担い手への集積が進んでいます。一方、静岡県では、温暖な気候を利用して様々な品目の露地野菜が生産されており、レタスをはじめとする厳寒期に収穫される野菜は、全国有数の産地を形成し、東西の卸売市場において、流通量、価格ともに優位に取引されており、将来的に見ても拡大される品目といわれています。本県の主な産地は、大井川下流の島田市、吉田町、牧之原市を中心とする地域と、県西部の水田地帯である森町、菊川市に位置しています。品種の変遷による作期の拡大、バインダーとコンバインの普及、トンネル栽培、マルチャーの普及、自動包装機などの新技術の導入により、栽培面積の拡大、労力の省力化、出荷組織の充実が図られ、産地体制の確立し安定生産が行われています。このレタス栽培は、水田の裏作期の11月下旬から翌年4月下旬に収穫される作型で、高単価で取引される1～2月収穫期における市場占有率が高く、冬季における国内の主要産地の1つとなっています。消費者の健康志向による堅調な野菜消費需要の推移の下、生鮮食料品である野菜類は外国からの輸入に頼ることのできない農産物となっています。また、京浜、中京、阪神の巨大消費地の中間に位し東名高速道路を活用した物流の利便性や、冬場に雪の積もらない温暖な気象条件は、これからも菊川市の露地もの野菜生産にとって大きなポテンシャルを有した地域として存在し続けます。水田を利用した農業経営において、高収益作物の生産と水田経営の担い手への集積・大区画化が、菊川市農業生産の競争力強化や地域の活性化に繋がるものと考えます。そこで、菊川市の水田フル活用ビジョン・水田収益力強化ビジョンの取り組み状況と、行政としての水田経営推進に向けた支援施策の方向性について伺います。</p>	<p><b>【答 弁 者】</b> 市 長</p>

問1 水稲の作付け状況はどのような状況か

- 1 菊川市における水田の耕地利用率・生産量はどのように推移しているか、また、農業者の水田経営における収益をどのように把握しているか伺います。
- 2 主食米となる水稲の作付け状況の農家区分として、専業農家、兼業農家、自給的農家別の作付け割合はどのような状況か、また、国は「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月公表）の農業構造の展望において“担い手”として家族、法人の別など経営形態にかかわらず経営所得安定対策、融資等の政策により効率的かつ安定的な農業経営となることを支援していくとしていますが、“担い手”という言葉の定義について伺います。
- 3 全国で農地バンクの発足（平成26年）以降、担い手への農地集積率が約6割まで上昇しているとのことですが、菊川市での認定農業者や経営体など担い手への農地の面的集積と大区画化の状況はどの程度か、また、中間管理事業による貸し付け状況はどの程度か伺います。
- 4 ドローン等を活用したスマート農業による農家支援への取り組み状況はどうか伺います。

問2 水田を利用した複合経営（裏作作物の生産）と、年間を通じた畑作栽培の状況について

- 5 菊川市内における水稲後作に野菜を導入する複合経営での主要作目の生産状況や生産額の把握状況を伺います。
- 6 儲かる農業、稼ぐ農業に向けた、高収益作物への取り組み状況とその成果はどうか、また、今後の課題と行政による支援方針はどうか伺います。
- 7 人口減少局面で農業の持続的発展を図っていくためには、農業労働力の確保がますます重要となってくるとされています。現状での若者の新規就農はどのような状況か、今後の新規就農者の育成と支援策について伺います。
- 8 市内の農地を活用して生産に取り組んでいる法人の耕作状況はどうか、また、高齢化や労働力不足が進む中で行政として生産に従事する人材の確保に対する方針をどのように考えているのか伺います。
- 9 複合経営や裏作経営を可能又は充実させる圃場の排水性向上や本格的に畑作栽培への転換を試行する生産者への水田の畑地化などの基盤整備の促進実績と今後の計画について伺います。
- 10 露地野菜専作農家の規模拡大や企業などの新規参入者を受け入れる仕組みとして、水田の期間借地の手法や課題について伺います。

以上で登壇での質問とします。

<p>質 問 者 : 渡 辺 修</p>	
<p>質問事項 1 : 菊川市の農業の課題</p>	
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>世界情勢が激変する中、農業を取り巻く環境も当然のごとく変化し、今までは考える必要も無かった諸問題に直面し、菊川市としても農業政策の舵取りの方向を変化するよりも、その動向を常時監視し、弾力的、流動的に考えていかなければならない時代に入ってきたと言えます。</p> <p>令和3年3月に国が中間とりまとめをしたみどりの食料システム戦略ですが、当初から実現が難しい印象であった上に、その後の世界情勢の激変で更にそのハードルが高くなったように感じます。</p> <p>菊川市内の農業に目を向けると、依然厳しい茶業の情勢に加え比較的安定していたトマトの相場も若干の雲行きの危うさを感じられる様になりました。また、予定されているインボイス制度は免税事業者の多い農家に新たな対応を迫り、高齢者の多い小規模農家はその対応に苦慮するものと予想されます。</p> <p>この様なことを踏まえ菊川市内農業の課題について質問します。</p> <p>1 みどりの食料システム戦略で2050年までに目指す姿として、  ①化学農薬の使用量を50%低減、②輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、③耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万<sup>㌦</sup>）に拡大、またその達成のために、2050年までの革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、政策手法のグリーン化では、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中し、2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指し、補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実していくとあるが、現実との乖離があまりに大きく実現性に乏しいと思われます。特に現状が1%にも満たない有機農業を25%に拡大することは極めて困難であると思われるが、各目標に対し、菊川市としてどのような姿勢で臨むか伺います。</p> <p>2 インボイス制度が施行された場合、菊川市の特産品であるお茶に関して大きな影響を与える可能性が考えられます。現在茶工場が消費税の課税業者、生葉農家が免税業者となっている場合が殆どです。一番茶に関していえば茶工場の売り上げの60%程度が生葉の仕入れ額に当たります。売り上げが発生し借り受け消費税は、100に対して仮払い消費税約60がすべてインボイス制度に未登録で控除対象とならない場合、茶工場が差引支払う借り受け消費税が大変大きくなってしまいます。また、その場</p>	<p><b>【答 弁 者】</b> 市 長</p>

合は免税業者の生葉農家には、借り受け消費税分が売り上げとしてプラスされ所得税の対象となります。市内小規模生葉農家は、高齢者が多く複雑な消費税制度への対応を迫られた場合、生産意欲さえ削ぎかねません。本年10月に迫ったインボイス制度の登録に関して手助けをする、あるいは指導することを深蒸し茶発祥の地菊川として出来ないものか。また加工工場と生葉生産農家の様な複雑な関係はないものの、茶以外の農業生産者も当然インボイス制度に沿って出荷することになり、対応出来ない場合は大変不利な状況にそれぞれの農家が置かれてしまうことが予想されます。併せて市としての考え得る対応策について伺います。

- 3 菊川市特産農産物が選定中であるが、この特産物を菊川農業振興の戦略として位置づけ活用していくことは出来ないか。単に有望な何品目かの農産物を羅列するのではなく菊川の農業を発展させるために各農産物に振興の意図を持たせる事が望まれます。

新規就農者が農林課に相談に来た場合、推奨する農産物は何にするべきか、茶や水田と複合経営を考える場合、推奨する農産物は何にするべきか。年々増える荒廃農地対策として、有効な農産物は何を推奨するべきか、また、ニーズの面から言えば現在JAやその他市場が求めている農産物は何であるか。これらは多方面から検討が必要となり市役所だけではなくJAや農業法人との意見交換等が有効と思われるがその意向はあるか伺います。

- 4 菊川市内の農地ブロック化を考えていくべきではないか。菊川市は茶産地である牧之原台地、水田が広がる南部地域、比較的気温が低い北部地域、それぞれ適した農産物があります。有効的に考えれば、菊川市は効率よい農業地域として発展できると考えるが見解を伺います。

<p><b>質 問 者 : 倉 部 光 世</b></p>	
<p><b>質問事項 1 : 図書館利用促進と電子図書館導入の検討</b></p>	
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>2020年1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大によって、私達の生活様式は大きく変わり、この2年の間に新型コロナウイルス対応への考え方、それに伴う行動様式も進化、変化してきました。当初は、首都圏に限らず地方でも自粛生活を余儀なくされました。また、学校の休校措置の間に図書館も閉館するという事態が重なり、子ども達の家庭での過ごし方に影響も出ました。図書館については、再開後、図書除菌機の導入等継続した運用のために様々な対応がとられています。</p> <p>ここ数年来、活字離れが進んでいると言われておりますが、自粛生活の中、ゆとりを見直し改めて読書を再開した方も多かったと思います。そのような中、デジタル書籍、オンライン書籍とも呼ばれる電子書籍が、パソコンやスマートフォン、タブレットでどこでも閲覧できることから大幅な伸びを見せています。令和3年6月2日に著作権法の一部を改正する法律が公布されたことにより、令和4年5月19日から国立国会図書館でも個人向けデジタル化資料送信サービスも開始され絶版等資料の提供が始まっています。</p> <p>電子書籍の利用が伸びていること、また政府の臨時交付金が導入費用として活用できるようになったことも後押しして「電子図書館」サービスを導入する自治体が増えています。一般社団法人電子出版制作・流通協議会の最新の調査では、公共図書館の電子図書館サービス実施図書館は、2020年1月1日に91自治体だったものが2022年4月1日では306自治体と大幅に増加しています。GIGAスクール構想によって一人一台端末となっていることから、今後、学校での電子図書の活用も進められることと思います。</p> <p>電子図書館の利点は多数あげられています。利用者の利点は、パソコンやスマートフォンなどの端末があれば、24時間365日、好きな時にどこでも借りられ重たい本を持ち運ぶ必要もなく、期限がきたら自動で返却される点、図書館に来たくても来られない人に伝えたい情報、資料提供できる点、読み上げ・拡大機能等で障害者サービスにも貢献します。また、教育格差の是正にもつながり、外国語翻訳機能のある書籍もそろえられています。加えて、旅行ガイドや学習参考書等は常に最新のものを提供できるようになります。行政にも日本全国または海外に自治体をアピールする手段として効果を発揮する、読書バリアフリー法、障がい者差別解消法への対応、CO2削減等環境負荷削減に貢献するなどの利点があります。図書館にとっても、本の汚損・破損がない、CDやDVDも研磨機を使う必要がなくなる、蔵書スペースはならず、</p>	<p><b>【答 弁 者】</b>  <b>教育長</b></p>

職員による貸し出しや予約、催促の手間も不要となります。しかしながら、利点ばかりではありません。電子図書館では、蔵書の永久利用には、貸し出しができる回数や期間に制限があるものより高額な購入費用がかかります。新刊は電子化されにくいという現状、利用制限、期限付きが多いため人気の電子書籍は再購入する必要があるなど費用面などを考えると購入する電子書籍の見極めが難しいなどの点があります。静岡県内では磐田、浜松、沼津、熱海、掛川各市ですでに導入されています。磐田市は、地域資料としての歴史資料の整理、公開の目的のため県内初平成28年に導入されています。掛川市は、コロナ禍の令和2年度に予算化され令和3年10月から供用開始していますが、両市ともに児童書は本として読んで欲しいということで電子図書館には導入されていません。各市によって導入目的や導入図書はそれぞれのため、電子図書館を利用するにはその目的、活用方法を慎重に検討していく必要があります。図書館利用推進について現状の取り組みと課題、今後の電子図書館導入の必要性、方向性について伺います。

1. 新型コロナ感染拡大前と後の図書館の利用状況の変化、感染拡大防止に図書館として配慮されている点、現在の課題について伺います。
2. 現在でも自由に読める著作権が消滅した作品、著者が許諾した作品のテキストを公開している青空文庫等インターネットを介して利用できるシステムもありますが、菊川市の図書館で現在インターネットを利用して閲覧できるものにはどんなものがありますか。また青空文庫を含めた利用促進のPRはどのようにされているか伺います。
3. 図書館の利用推進に取り組まれていることで特徴的なものを伺います。
4. 菊川市として電子図書館導入について検討状況はどのようになっているか。導入を検討される中で特に重視したい点はどのような点か。また課題はどこにあるか。電子図書館導入の方向性について伺います。
5. 読書バリアフリー法、障がい者差別解消法に則した視覚障がい者や弱視、ディスレクシアの方々への読み上げや拡大機能といった読書アクセシビリティ対応、多様性への配慮としての外国人への対応は電子図書館導入の大きな目的です。必要性について伺います。
6. 学校図書館の充実に活用している自治体もあります。熊本市では、図書館システムを改修して学校用の図書利用カードで電子図書館も利用可能にし、学校連携に関する様々な仕掛けや工夫の結果、小中学生の利用が急伸し、令和2年度年齢別貸出構成比で7歳～15歳の利用は電子書籍43.0%、通常書籍は10.6%となっています。また、立川市電子図書館では専用の「学校用

利用カード」を市立小中学校に配布し、児童・生徒1人1台所有しているタブレットのブックマークからアクセス、サイトの様々な工夫や小中学生向けコンテンツを準備したことで利用が急伸しています。地元の民間業者と連携し、電子書籍の寄贈を受けサイトに特集を組んだりもしています。学校図書館との連携若しくは学校図書館の充実に活用することへの検討の必要性について伺います。

<p>質 問 者： 倉 部 光 世</p>	
<p>質問事項 2： 公共屋外エリアを利用した市民活動支援体制</p>	
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>昨年6月議会で「公共施設活用推進と公平な受益と負担のあり方の基準」について質問いたしました。「使用料、手数料等の市民負担の定期的な見直しを行財政改革推進項目の1つとして位置づけ、見直しの基準となる使用料、手数料の設定に関する受益と負担の公平性を確保する観点から、基本方針の改定を進めており、菊川市公共施設に関する市民アンケートの意見も踏まえ新たな公会計制度の導入により得られるコスト情報を活用し、見直しを進めていく」という答弁がありました。</p> <p>地区センターの利用について、これまでのアンケート結果では、教室等開催可能なら使用料を払ってもいいという方々と無料でなければという方々が半々だと伺っています。地区センターを有料と無料に分けることには支払い方法など課題も多いことから、無料で使えることを前提にした別の方法を考える必要があります。例えば、教室開催者は生涯学習プログラムなどへ登録し市民全体へ生徒を募集することを前提に無料で使えるようにするなど別の考え方が必要だと思います。これについてはまた別の機会に検討いただきたいと思います。</p> <p>昨年6月の定例会では、「活動の多様化で市民活動と営業活動の線引きが難しくなっており、今後の公共施設や公共空間の使い方の考え方として、本来、設置目的とは異なる用途で利用する場合は、例規等に則り個別具体の案件に即して判断しているが、市民共有の財産であるためできる限り利用の幅を広げ有効に活用していくことが重要だと考えている」という答弁がありました。1年が経過しており、きくる周辺の賑わいづくり事業も3年を終え、今後、他地域も含めての賑わいづくりの継続が求められているところです。賑わいづくりには市民の力が不可欠です。4月には有志によるCUBDAYがアエル駐車場で、5月にはアエルエンジョイライブ、プチハワイフェス、スイーツきくるなど様々な市民が中心となる手作りイベントが開催され市内外から多くのお客様を集めました。友人のSNSの記事では、5月14日・15日だけでも県内10か所以上の手作りの屋外イベントが開催されているとなっていました。10年以上前から全国的に屋外で市民主催の特徴あるマーケットイベントが年々増えてきています。コロナ禍でも屋外イベントは早い時期から順次再開されています。菊川市のメインスポットは市有地の公園やスペースです。賑わいづくり事業をはじめとして、行政は市民が行う賑わい活動の支援をすることが求められていることから質問いたします。</p> <p>1. 昨年6月議会の答弁にあった使用料、手数料の設定に関する</p>	<p><b>【答 弁 者】</b> 市 長</p>



基本方針の改定状況について伺います。

2. 菊川市の公園等屋外スペースは管理している課が異なっています。きくる広場は建設課、火剣山は商工観光課、都市公園は都市計画課等です。きくるひろばの防災ベンチも汚れるから使えないという指導があるそうです。例えば、火剣山に関して条例第6条に、「市長は、前条第1項の許可（使用許可）を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる」あり、2号に「営利を目的とするものと認めるとき」となっています。許可しないことができるということは許可することもできるとも受け取れます。現在各課の営利目的等による使用や設置物の使用許可判断は、直接は誰が行っているのか、全体として統一した見解があるのか伺います。
3. 2019年協働の指針が策定されました。「まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち」の実現が目標とされ、行政は最適な手法を実施できるよう協働を実践する際のルールや仕組みを充実していく必要があるとされています。このルールや仕組みづくり、職員意識の醸成はどのように進んでいるかを伺います。
4. 公園が単なる憩いの場所として利用されているだけではなく、公園が賑わい、地域の交流の場となるよう様々に活用されている事例は増えてきています。今後、菊川駅の橋上化が進めば駅前広場の活用も進むこととなります。今までの行政主体の公園の管理運営は、法、条例による厳しい制限がありました。そもそも都市公園法では公園管理者の許可を受ければ販売や集会等できるとなっています。さらなる活用を促すため、2017年6月、都市公園法も改正施行されました。利用ニーズの多様化、時代の要請から公園の魅力向上、新たな人と人とのつながりを作るため市民、NPO、企業等との協働による管理運営や自由な発想の利用も求められています。行ってみたい、やってみたい公園となるような公園活用の今後の方向性を伺います。

質問者：倉部光世

質問事項3：街路樹が健やかに育つまちづくり

【質問要旨】

菊川市の移住定住サイトの菊川市ってどんなところ？の1つに「ココがイイ！緑に包まれたまち、森の緑、茶畑の緑」とあります。市民に「菊川市のいいところは？」と聞くと自然がいっぱいと答える方も多いと思います。菊川市民憲章にも「自然を愛し、みどり輝くまちをつくります」とあります。例年、街路管理委託料として1,500万円前後の予算が投じられており、事業の目的は、道路等の適正な維持管理を図るため、安全で快適な街路環境の維持を図るとされています。道路環境の維持、第三者被害の防止が主であり、街路樹を守り育てるという観点が主とはなっていません。

街路樹はコンクリートだらけの人工的なまちが唯一の自然と繋がる素材です。ぶつ切り剪定では木が木らしく成長できていないため自然樹形剪定にしていくべきという声もあります。海外では、街路樹を含むアーバンフォレストは、生態系サービスを生み出すとして大切に扱われており、それを数値化して、更には通貨に換算し見える化、その換算費用が樹木を管理する年間の経費の3.3倍も生み出しているという成果がわかっています。街路樹は、近年の夏の酷暑、ヒートアイランド現象などを緩和する役割も果たします。

「子育てするなら流山」というキャッチフレーズで子育て人口を増やしている流山市は、子育て環境の充実と並べて「自然と社会が共生する、持続可能で魅力ある街づくり」に力を入れています。

みどりは、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成、生物多様性の確保の各機能を有するとし、みどりの魅力にふれあえるまちづくりを推進しています。

「保全」「創出」「活用」「担い手育成」に関する取り組みにより、みどりの魅力を向上し、市内のみどりに対する市民満足度を高めることが評価目標の一つとなっています。

私達の一番身近な公園の樹木や街路樹が、健やかに伸び伸びと生育していくことは、伸びやかな子ども達を育てることに繋がりていきます。大地の再生という土中の水と空気の循環を大切にすることや生態系機能を理解し、自然に寄り添い循環型の暮らしができるまち、伸びやかな街路樹をまちのシンボルとして菊川市から日本全国に発信し、自然循環型の暮らしが楽しめる適度な田舎、適度な都市としてのイメージを作ることで更に子育て世代に魅力的なまちとなることは、市民満足度も上がり、移住定住の促進にも繋がることから以下の質問を致します。

【答弁者】  
市長

1. 市全体を急に変えることは不可能ですが街路樹モデルエリアを作るなどして、健やかな街路樹を守り育てることから菊川市のイメージづくりを考えるという視点について市長のお考えを伺います。
2. 現在、花植え運動など市民の緑化推進活動は活発にされています。それに加えて街路樹がもたらすメリットや保全方法を市民と勉強する機会を作り、緑を守る担い手育成をすることで市民意識の啓発につながります。担い手育成の必要性についてのお考えを伺います。
3. 街路樹についての問題として、落ち葉や根上りなどがあり、ともすれば行政への苦情につながっています。街路樹と落ち葉は切っても切れない問題です。根上りは植え付けの仕方やメンテナンスで緩和できると言われています。先月の新聞に、登呂遺跡公園の水田で落ち葉、たい肥に再利用という記事がありました。愛鷹広域公園や小笠山運動公園などでも取り組まれているとのこと。落ち葉を大切な資源として捉え、落ち葉ストックヤードを作り、街路樹や家庭の落ち葉を持ち込み、堆肥にして市民に戻す。市民はその堆肥を使って家庭菜園を楽しむ。この循環ができれば、焼却ごみの減量にも繋がります。落ち葉ストックヤード、落ち葉ステーション推進についてのお考えを伺います。

<p><b>質問者：織部光男</b></p>	
<p><b>質問事項1：浜岡原発再稼働の考えを問う</b></p>	
<p><b>【質問要旨】</b>          浜岡原発が停止して11年が経過しました。今年も県と35市町の首長アンケートが行われました。再稼働について川勝知事は「再稼働を考え得る状況になく、具体的に検討出来ない。検討する場合には県民に広く意見を聞く必要があり、とりわけ31キロ圏内の自治体の意見は重要である。」と回答しています。          5月の新聞報道では、浜岡原発の適合性審査の迅速化や既存の原子力発電所の最大限の活用、早期の再稼働を視野に入れた項目を、国に求める要望書を原子力立地市から関係省庁に提出された記事が掲載されましたが、福島第一原子力発電所事故から11年を振り返り市長の考えをお尋ねします。</p> <p>質問1 新聞報道された要請書については原子力立地市から事前に菊川市に話がありましたか。また、この申し入れについて市長の考えをお尋ねします。</p> <p>質問2 アンケート調査設問「再稼働の是非とその主な理由」に対し市長は「避難計画の実効性や使用済み核燃料の課題もあり、考え得る状況にない」と答弁していますが、この回答の避難計画は何処の避難計画ですか。また、核燃料の課題とは何を意味していますか。</p> <p>質問3 浜岡原子力発電所の早期再稼働には今後の会議で反対する立場ですか。</p> <p>質問4 5月23日4市対協総会がありました。市長はどのような発言をしたのか。</p> <p>質問5 アンケート調査設問「再稼働に事前同意を求めるべき範囲」に対し市長は31キロ圏内の11市町と回答していますが、全市町同意の解釈でいいですか。</p> <p>質問6 再稼働の判断、市の決定にあたっては市民アンケート結果を一番の判断材料とすべきだが、市長の考えをお尋ねします。</p> <p>質問7 福島第一原子力発電所事故の現状をどのように捉えていますか。</p> <p>質問8 アンケート調査設問「電源構成比における原発の望ましい比率」に対し市長は「国が判断すべきだ。」と回答していますが、国は現在6%の構成を2030年20~23%にする計画でいます。これに同調ですか。真意をお尋ねします。</p> <p>質問9 掛川市には「掛川市自治基本条例と常設型住民投票制度」があります。菊川市にもなくてはならないものだと思いますが、市長の考えをお尋ねします。</p>	<p><b>【答弁者】</b>  <b>市長</b></p>

<p>質 問 者： 織 部 光 男</p>	
<p>質問事項 2： 掛川市・菊川市新廃棄物処理施設整備検討委員会問題</p>	
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>2月定例会の補正予算を通過した検討委員会議が2回開催されました。3月4日に掛川市議と菊川市議合同説明会が開かれその席上ではゼロベースからのスタートで検討委員会を設置すると説明がありました。私はゼロベースならば地元住民の話から聞くべきであると思っていましたが、2回の検討委員に地元住民は不参加でした。5月17日の新聞報道によりますと、「産廃受け入れ改めて反対(新施設整備で集会、周辺住民が掛川市に)」の記事が載りました。掛川市は5ヶ所で報告会を開催、菊川市は5月17日に西方地区センターで開催しました。しかし、この報告会では市民の声を聴く姿勢はありませんでした。以上のことから次の質問をします。</p> <p>質問 1 検討委員会への両市からの検討依頼内容は明文化されていますか。</p> <p>質問 2 公設公営が基本的な営業体制で優先すべきであると話してありますか。</p> <p>質問 3 掛川市・菊川市はごみの量が少ない事は説明していますか。</p> <p>質問 4 菊川市の基本的な考えSDGsを含めて説明はしてありますか。</p> <p>質問 5 検討委員会からの答申が出たときには、その後の流れはどうなるのか説明を求めます。</p> <p>質問 6 西方の説明会で出た「地元地区との協定」を副市長は読みましたか。</p>	<p><b>【答 弁 者】</b> 市 長</p>

質 問 者：須 藤 有 紀	
質問事項 1：茶業振興を主眼においた観光、PR施策について	
<p>【質問要旨】</p> <p>本年4月18日に行われた静岡茶市場の新茶初取引では1キログラム196万8,000円と、史上最高値を更新しました。また、2月18日に農林水産省が発表した2021年の作物統計によると、静岡県の荒茶生産量は2020年比18%増の2万9700トンで全国首位に立ち、巣ごもり需要で家庭向けリーフ茶の販売も堅調だったといます。昨年2月及び6月定例会の一般質問において、茶業振興を中心としたPR施策について伺いましたが、その後、緑茶が新型コロナウイルス感染症予防に一定の効果が見込めるとの論文が発表されたり、若者世代の緑茶需要が増加していたりと、社会情勢を受けて緑茶ニーズにも変化が起きつつあります。こうした状況の中で「菊川茶」の販売促進に向けた更なるPRが必要だと考えます。</p> <p>また、株式会社JTBが報告した「2022年(1月～12月)の旅行動向見通し」によれば、「旅行の目的や方面の選定については、他人との接触を避け、『密』を避けるために、キャンプやグランピングといった自然の中で過ごす意向が高くなっている」ことや、「『自然とのふれあい』・『文化交流』・『フィジカルなアクティビティ』のうち、ふたつ以上の要素を持つ旅行」であるアドベンチャーツーリズムへの注目も高まっていることなどが指摘されており、自然環境の中で「密」を避けてできる体験型観光がトレンドになりつつあることが伺えます。以上を踏まえると、当市の自然環境や文化を生かしたアドベンチャーツーリズムやグリーンツーリズム、アグリツーリズム等、体験型観光の推進は有効であると考えます。</p> <p>近年、課題とされ続けてきたお茶離れに歯止めをかけるためにも、様々な形でお茶に慣れ親しんでいただくことは重要です。体験型観光の推進と共に「菊川茶」のPRも必要ではないかと思えます。茶業振興に主眼を置いた菊川市のPR施策と観光業における展望について、以下のとおり質問致します。</p> <p>1. 菊川市には、世界農業遺産に登録された茶草場農法や、数々の大臣賞を受賞している「せんがまち棚田」などの農業資源に加え、牧之原台地を開いた初代県知事の関口隆吉、菊川城館遺跡群や舟久保古墳、黒田家代官屋敷など、豊かな歴史や文化が数多くあります。こうした自然環境や歴史、文化を生かした観光業の展望について、市の考えを伺います。</p> <p>2. 茶の輸出状況を見ると、海外への輸出額はアメリカ、ドイツ</p>	<p>【答 弁 者】</p> <p>市 長</p>

に続いて台湾が3位となっています。欧米は残留農薬基準が厳しく輸出には高いハードルがあるため、茶の輸出状況、農薬基準、地理的条件等を踏まえれば台湾との関係強化は重要です。昨年6月定例会で質問致しました、台湾との姉妹都市提携について改めて現状を伺います。

3. 平成31年には菊川市内の茶商が台湾人向けに「茶の手もみ体験」などのグリーンツーリズムを実施され、成功した実績があります。新型コロナウイルス感染症収束後を見据えたグリーンツーリズムの展望について、改めて考えを伺います。
4. 菊川茶のPRについて、昨年、有名雑誌anan2273号への掲載や、元プロ野球選手デーブ大久保さんとのYouTube動画での連携、その他TVでの放映など、様々なPR策を実施されたことと思います。PR施策の成果について伺います。
5. 緑茶を使ったお菓子のレシピ広告を掲載するといった他市町の取り組み事例もありますが、SNS広告を活用した更なるPRは可能でしょうか。緑茶の需要増が指摘されている若者世代向けのPRについて、市の考えを伺います。
6. 「茶畑の中心で愛を叫ぶ」など、注目を集める企画も進んでいることと思います。本企画の具体的な目的と内容を併せて、菊川市全体のブランド力向上に向けた展望を伺います。

<p><b>質 問 者 : 渥 美 嘉 樹</b></p>	
<p><b>質問事項 1 : 菊川市の不登校対応について</b></p>	
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>昨年10月14日「静岡県内不登校8年連続最多、公立小中校で6,377人」との新聞報道がなされました。なお、不登校の定義は「年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由などによるものを除いたもの」であり、新型コロナウイルスの感染回避によるものは除外されています。</p> <p>菊川市内でも不登校児童生徒数は増加傾向にあり、令和2年度において不登校児童生徒は73人に及びました。また、そのうち90日以上の欠席者は37人に及びます。</p> <p>今回の質問は、令和元年に文部科学省から示された「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」をベースに、支援の現状と今後の方針を確認する質問と致します。また特に「地域との連携」と「ICT活用」に焦点を当て、持続可能でより充実した支援体制の構築の可能性について探る質問と致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内の不登校児童生徒の増加要因をどのように分析するか伺います。また不登校児童生徒への対応についての課題を伺います。</li> <li>2 第2次菊川市総合計画第6次実行計画（令和4年度から令和6年度）において、施策の目標値として、不登校児童生徒の割合を現状値1.19%（H26年度末）から目標値0.99%（令和6年度末）と設定されています。この目標値に対する最新の現状値と、目標達成に向けた具体的取り組みを伺います。</li> <li>3 令和2年度の静岡県学年別不登校児童生徒数において、新規不登校者数が中学1年生708人、中学2年生624人と、この2学年が他の学年と比べ多いです。菊川市内の学年別の不登校児童生徒数の分析について伺います。また、菊川市小中一貫教育「学びの庭」構想について関連がありましたらその点も伺います。</li> <li>4 授業への参加を強制せず、それぞれにあった学習・居場所環境を提供していくことも重要です。不登校児童生徒の授業以外の学習・居場所環境の提供について、“地域との連携”も踏まえ現状と今後の方針を伺います。</li> <li>5 ICT活用について、令和2年10月21日に開催された菊川市総合教育会議でタブレットの想定される活用例として「不登校の子供に学校の様子を動画等で伝える」ことが示されていますが、活用状況を伺います。また、ICTを活用したその他の学</li> </ol>	<p><b>【答 弁 者】</b>  <b>教育長</b></p>



習支援についての方針を伺います。

- 6 ICT活用について、掛川市ではタブレット端末でいじめや学習などの悩み相談ができる「こころの相談ノート」を設けました。「勉強のこと」「おうちのこと」「いじめのこと」「からだのこと」「そのほかのこと」5項目から相談したい項目を選ぶことができ、匿名でも利用可能です。情報は学校教育課に自動送信され、当該校にも情報提供されます。設置後約3ヶ月で288件の相談が寄せられたそうです。このような、タブレットを活用した相談システムの導入について方針を伺います。

<p><b>質 問 者 : 渥 美 嘉 樹</b></p>	
<p><b>質問事項 2 : 部活動の地域連携について</b></p>	
<p><b>【質問要旨】</b></p> <p>教育現場において、教職員の人手不足、児童生徒の減少などの社会変化に対応していく必要があります。今回の質問は「部活動」に焦点を当て、教職員の負担を軽減しつつも、“地域連携”という手段によって、部活動の持続可能で充実した環境を整備していただきたいという立場で質問致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年7月に「菊川市立中学校部活動ガイドライン」が策定されました。このガイドラインも踏まえ、菊川市の部活動の運営実態について、現状と課題を伺います。</li> <li>2 令和2年9月1日、文部科学省より発表された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の中で、学校と地域が協働・融合した部活動の具体的方策とスケジュールが明示されました。これに対する菊川市における部活動地域移行の現状と課題、また今後の方針を伺います。</li> <li>3 掛川市では、認定要件を満たした地域のクラブを教育委員会が独自に公認し連携する「地域クラブ公認制度」や、部活動顧問の代わりに技術指導や大会等への引率を行うことができる「会計年度任用職員としての指導者募集」の取り組みが行われております。どちらも菊川市でも導入を検討すべきと考えますが方針を伺います。</li> </ol>	<p><b>【答 弁 者】</b>  <b>教育長</b></p>

質問者：渥美嘉樹

質問事項3：新しい公共交通を実現するか、しないか

【質問要旨】

令和3年1月24日投開票の菊川市議会議員選挙にて、私は初当選致しました。その選挙にあたって、私は、ただ一点のみ具体的な政策を主張致しました。それは「新しい公共交通の実現」です。選挙公報、選挙ハガキ、選挙ビラ、その全てにおいて「新しい公共交通の実現」のみを具体的に主張しております。その様な経緯を踏まえ、私は「新しい公共交通の実現」は菊川市民の決して無視することのできない、具体的な意志であると認識しております。その認識で、これまで次の様な議会活動を行ってまいりました。

昨年3月の一般質問では、特に利用者が予想以上に激減してしまったデマンド試験運行中の「コミタクくん」について、執行部より「令和4年度中に令和5年度以降の運行について協議していく」との答弁を受け、私は「ドア・ツー・ドア運行を含め、現状維持ではなく、あくまで工夫をして利便性の向上を実現していただきたい」と強くお示し致しました。

また、昨年9月の一般質問では、改めて「菊川に最適化されたコミタクくんの実現を含め、利用者、事業者との話し合いを加速させることを強く要求する立場」をお示し致しました。

そして、昨年10月「令和4年度当初予算編成に対する提言書」において、菊川市議会として「市民の足となる公共交通（コミュニティバス）においては、事業者及び利用者等の現場からの声を取り入れて更なる改善を行い、利便性の向上を図ること」と長谷川市長に提言を致しました。

直近の令和4年度当初予算の審議の中では、執行部より「令和5年度以降のデマンド運行については、令和2年・3年での利用状況を基に、令和4年度中に決定するとして、公共交通会議に承認をいただいております。具体的には、令和4年の6月頃に第1回目の公共交通会議を開催し、令和5年度以降の運行について、本格稼働として継続するかどうかを協議し、8月頃には第2回目の公共交通会議を開催し、もう少し具体的な運行内容というものを協議していく」との答弁をいただきました。

以上、を踏まえ質問を致します。

- 1 昨年3月の私の一般質問以降、コミュニティバスやコミタクくん等の公共交通について、具体的に改善されたものは何か伺います。

【答弁者】  
市長

2 昨年3月の私の一般質問以降、執行部より「新しい公共交通の実現」の方針が未だ示されていません。まずは、令和5年度以降のデマンド運行について“本質的”な改善、又は、それに代わる何らかの措置をするべきと考えます。令和5年度以降のデマンド運行について、“本質的”改善、または、それに代わる何らかの措置をするか、しないか、その方針を伺います。